

福島市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 24 号

福島市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の職名等に関する規則（昭和30年規則第4号）の一部を次のように改正する。



改正後	改正前
<p>第2条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>部長、デジタル政策監、医療政策監、危機管理監、会計管理者、参与、支所長、次長、室長、<u>所長</u>、参事、副所長、最高デジタル責任者補佐、課長、統括保健師、感染症・疾病対策専門幹、主幹、課長補佐、所長補佐、主任検査員、医長、主任主査、主任技査、副主幹、主任技能技査、係長、園長、主任、検査員、建築主事、査察指導員、主査、技査、副園長、主任保健師、主任看護師、主任理学療法士、<u>主任歯科衛生士</u>、主任獣医師、主任薬剤師、主任保育士、主任保育教諭、主任栄養士、主任清掃指導員、作業長、技能主査、技能技査、副主査、副技査、副主任保健師、副主任看護師、副主任理学療法士、<u>副主任歯科衛生士</u>、副主任獣医師、副主任薬剤師、副主任保育士、副主任保育教諭、副主任栄養士、副主任清掃指導員、技能副主査、技能副技査、主事、技師、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、児童指導員、保健師、看護師、理学療法士、<u>歯科衛生士</u>、獣医師、薬剤師、動物愛護管理員、保育士、保育教諭、栄養士、清掃指導員、技能主事、技能技師、監守</p>	<p>第2条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>部長、<u>局長</u>、デジタル政策監、医療政策監、危機管理監、<u>所長</u>、会計管理者、参与、支所長、次長、<u>副危機管理監</u>、<u>館長</u>、室長、参事、副所長、最高デジタル責任者補佐、課長、<u>総括検査員</u>、<u>副館長</u>、<u>室次長</u>、統括保健師、感染症・疾病対策専門幹、主幹、課長補佐、<u>所長補佐</u>、<u>室長補佐</u>、主任検査員、<u>医長</u>、<u>次長補佐</u>、<u>副館長補佐</u>、<u>室次長補佐</u>、主任主査、主任技査、副主幹、主任技能技査、係長、園長、主任、検査員、建築主事、査察指導員、主査、技査、副園長、主任保健師、主任看護師、主任理学療法士、主任獣医師、主任薬剤師、主任保育士、主任保育教諭、主任栄養士、主任清掃指導員、作業長、技能主査、技能技査、副主査、副技査、副主任保健師、副主任看護師、副主任理学療法士、副主任獣医師、副主任薬剤師、副主任保育士、副主任保育教諭、副主任栄養士、副主任清掃指導員、技能副主査、技能副技査、主事、技師、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、児童指導員、保健師、看護師、理学療法士、獣医師、薬剤師、動物愛護管理員、保育士、保育教諭、栄養士、清掃指導員、技能主事、技能技師、監守</p>

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(福島市公印規則の一部改正)

2 福島市公印規則（昭和41年規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
種類	名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	管理者	種類	名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	管理者
(略)							(略)						
職印	(略)						職印	(略)					
	福島県福島市長之印	古印体		方20	(略)			福島県福島市長之印	古印体		方20	(略)	
					罹災証明	危機管理室課長（危機管理担当）						罹災証明	危機管理室次長（危機管理担当）
(略)							(略)						